

閲覧用

令和3年度加美町農業委員会
第7回定例総会議事録

令和3年10月25日(月)

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和3年度第7回定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年10月25日(月)午後1時30分～午後2時18分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(17名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	伊 藤 登 喜 子
委 員	1番	星 榮 喜
〃	2番	澁 谷 幹 男
〃	3番	半 田 守
〃	4番	畠 山 義 信
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	千 葉 連 悦
〃	10番	板 垣 文 一
〃	11番	小 山 京 子
〃	12番	佐 々 木 照 義
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史

4 欠席委員(2名)

委 員	5番	杉 村 昭 宏
〃	17番	佐 藤 と も

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第18号	非農地証明書の交付について
日程第5	報告第19号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第24号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	嶋 津 寿 則
農業委員会事務局次長	今 野 典 子
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第7回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（嶋津寿則事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和3年度加美町農業委員会 第7回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（三浦泉会長） 本日は令和3年度、加美町農業委員会 第7回定例総会にご出席、大変ご苦勞様です。ただいまの出席委員は17名です。5番 杉村昭宏委員、17番 佐藤とも委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日も慎重な審議をお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、6番 猪股弘委員、7番 三嶋秀二郎委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 嶋津寿則君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第18号 非農地証明書の交付について

- *議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第18号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第18号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。
令和3年10月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の非農地証明願は10件でございます。

《非農地証明》

報告書番号1・2

申請者 A氏(相続財産管理人 司法書士 B氏)

所在地 平柳字横前浦…番の畑 外1筆

現況 原野

面積 合計350㎡

非農地となつてから長年経過しており、9月16日の現地調査で非農地判断。

報告書番号3

申請者 C氏

所在地 字鹿原御伊勢宮…番…の田

現況 宅地

面積 986㎡

昭和61年7月に農地法第5条転用許可を受け居宅を建設したが、地目変更登記を行わないまま現在に至っているもの。

報告書番号4

申請者 D氏

所在地 字鹿原御伊勢宮…番…の田

現況 宅地

面積 294㎡

昭和62年9月に農地法第5条転用許可を受け車庫兼作業場を建設したが、地目変更登記を行わないまま現在に至っているもの。

報告書番号5～10

申請者 D氏 外5名

所在地 字鹿原堰ノ沢…番の畑 外25筆

現況 原野

面積 合計31,073㎡

50年程前は養蚕業が盛んで桑畑として利用していたが、養蚕業の廃業とともに原野化し現在に至っているもの。平成5年時点で農地台帳に記載なし。

[以上10件の非農地証明書交付について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） 畑から原野となっておりますが、こちらは耕作放棄地ということで、現状は何の利用もしていないということですか。

*事務局（畠山明大係長） 旧小野田町時代に、農業委員会が既に農地ではないと認めていたため、現在の農地台帳には記載がございません。現状としましては、山林に近い原野となっております。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第18号を終了いたします。

日程第5 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（今野典子次長） 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。

令和3年10月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は1件でございます。

報告書番号1

貸人 E氏

借人 F氏

所在地 字一本杉…番…の田

面積 619㎡

基盤強化促進法

[以上1件の賃貸借の合意解約について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第19号を終了いたします。

日程第6 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第6、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和3年10月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。

今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。

申請番号1

渡人 A氏 相続財産
受人 G氏
申請地 平柳字下谷地の田 1筆
面積 452㎡
耕作者へ売買するもの
売買金額 総額…万円

申請番号2

渡人 H氏
受人 I氏
申請地 字矢倉の田 4筆
面積 合計7,152㎡
耕作者へ贈与するもの

申請番号3番・4番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。

[以上4件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について、3番 半田守委員 お願いします。

* 3 番（半田守委員） 10月13日、双方に電話での聴取り調査を行い、翌日現地を確認しまして、譲受人であるG氏のお母様からお話を伺いました。

A氏は15～6年前に亡くなられましたが、農地はそのままになっており、その後息子さんも亡くなった際に、登記をしなくてはならないということになったのですが、相続できる方がおりませんでした。娘さんとお孫さんがおりましたが、それぞれ埼玉県と青森県にお住まいとのことで相続を放棄され、今回は相続財産管理人に依頼しての売買となります。

申請地は、圃場整備した際にG氏の田に一時利用地として含まれていた土地で、それまでG氏が耕作していたということもあり、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上でございます。

* 議長（三浦泉会長） 次に申請番号2番について、14番 尾形徳夫委員 お願いします。

* 14番（尾形徳夫委員） 10月17日に、鈴木推進委員と聴取り調査、現地確認を行いました。

もともとの農地の所有者であったI氏のお舅さんが6月に亡くなり、息子であるI氏のご主人が、それ以前の4月に亡くなっていることから、ご主人のご姉弟であるH氏が代表して相続されました。そこで今回、H氏からI氏へ贈与することとなったのですが、司法書士のJ氏に相談したところ、筆数が多く贈与税がかなりかかるため、十数年に渡り贈与していくということでございます。調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上でございます。

* 議長（三浦泉会長） 次に申請番号3番について、18番 伊藤登喜子委員 お願いします。

* 18番（伊藤登喜子委員） 10月17日に藤原推進委員と、渡人であるK氏、受人であるL氏で現地にて聴取り調査を行いました。申請地はL氏の自宅の隣にある田で、耕作者への売買ということでございます。双方に聴取り調査、現地確認の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上報告を終わります。

* 議長（三浦泉会長） 次に申請番号4番について、12番 佐々木照義委員 お願いします。

* 12番（佐々木照義委員） 10月17日に、M氏、N氏に電話でお話を伺いました。申請地はM氏が取得してから30年以上経過しているのですが、その頃からN氏が耕作している農地で、今回M氏が農地を手放したいと考え、N氏にお話があったということでございます。10月19日に、藤原推進委員と現地調査を行った結果、地域調和要件に支障がないものと判断しました。以上でございます。

* 議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） I氏の家は、H氏の実家ということですか。実家で財産を処分するというのでしょうか。

*議長（三浦泉会長） では事務局。

*事務局（今野典子次長） I家はH氏のご実家でございます。先ほどの説明にもありましたように、I氏のご主人とお義父様が亡くなり、H氏が相続人としてI家の農地を全て相続されました。その農地を、それまで耕作していたI氏へ、今まで通り耕作してもらうために贈与することとなったのですが、贈与税の関係から十数年に渡って、計画的に贈与していくという案件でございました。

*7番（三嶋秀二郎委員） では現在は、H氏に所有権が全て移っているのですね。

*事務局（今野典子次長） はい、そのようになっております。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、16番 畠山智史委員。

*16番（畠山智史委員） 売買の金額は、双方で合意すればその金額で成立するというのが今までの流れだと思います。今後も所有権移転に伴う売買は増えていくと思いますが、私もこの売買の金額について問われることがありますので、地域によって基準があるものなのか教えていただきたいです。

*議長（三浦泉会長） では事務局。

*事務局（嶋津寿則事務局長） 売買の金額については、あくまでも相対になりますので、特に事務局で基準は設けておりません。ただ、現在の農地の情勢は農業委員さん方もご存じかと思しますので、その中で大体おおまかな金額というものが見えているのではないかと思います。私共のほうにも金額の問い合わせがございますが、町でこのように言われたからというような表現をされる場合があるので、あえてお答えしません。どうしてもという場合は、現在取引されている金額が、これくらいの幅であるようですというのは、お伝えすることもございます。ですから、総会の際に売買案件については金額をご報告しておりますし、また地域ごとの相場は、ある程度事務局でも把握し、必要であれば情報提供いたしますのでよろしくお願いたします。

*議長（三浦泉会長） 他の農業委員さん方も金額については、よく聞かれると思います。先ほど局長が言ったとおり、標準的な相場をお伝えするくらいで、最終的には相対での取引というような方向性で今後もよろしくお願ひします。
ほかに質疑ござひませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。
お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ござひませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があつたので審議されたい。
令和3年10月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第5条の許可申請は6件でございます。

申請番号1・2

渡人 O氏 字町裏…番地

渡人 E氏 字町裏…番地…

受人 P社 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割…番地

申請地 字一本杉…番… 外4筆

面積 合計4,013㎡

賃貸借により店舗建設及び駐車場の設置を行うもの

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和3年10月25日着工予定 / 令和4年4月30日完成予定

申請地は、加美町役場の東約1kmに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の公共施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

本案件は3,000㎡を超える事業計画となっており、県の常設審議委員会に諮る案件となっております。

申請番号3

渡人 Q氏 大崎市古川堤根字堅堀…番地の…

受人 R氏 字一本杉…番地… …号

申請地 上狼塚字中北原…番…

面積 310㎡

売買により専用住宅建築及び駐車場の設置を行うもの

事業資金 自己資金 …万円 借入金 …万円

事業計画 令和3年12月10日着工予定 / 令和4年3月31日完成予定

申請地は、加美町役場の北北東約2.3kmに位置し、上狼塚中北原集落内に介在する農地で、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

現在、町内の賃貸住宅に居住する受人が申請地に自宅を建設するもので、用途が住宅であり、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅・事務所・作業場等）」に該当すると思料されることから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号4

渡人 Q氏 大崎市古川堤根字堅堀…番地の…

受人 S社 羽場字山鳥川原八番…番地の…

申請地 上狼塚字中北原…番…

面積 695㎡

売買により資材置場の設置を行うもの

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和3年12月1日着工予定 / 令和4年4月30日完成予定

申請地は、加美町役場の北北東約2.3kmに位置し、上狼塚中北原集落内に介在する農地で、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

資材置場用地として市街地も検討したということですが、交通の便や管理状況の把握等の観点から適地が見つからず、当該地を選定したものです。申請地周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用することが可能な土地もないことから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号5・6

渡人 T氏 字長檀…番地…

受人 U社 仙台市泉区明石南二丁目…番地の…

申請地 字長檀…番… 外1筆

面積 合計1,215㎡(うち64㎡は使用貸借による一時転用)

売買により太陽光発電設備の設置及び使用貸借により工事車両の通行を行うもの

事業資金 自己資金 …万円 借入金 …万円

事業計画 令和3年10月25日着工予定 / 令和4年5月30日完成予定

申請地は、加美町小野田支所の西北西約70mに位置し、町役場・支所のおおむね300m以内の農地であることから第3種農地と判断いたしました。

[以上6件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、13番 山本成委員お願いします。

*13番（山本成委員） 令和3年10月18日、杉村委員、三嶋委員、嶋津局長、畠山係長、私の5名で現地を調査してまいりました。

まず申請番号1番と2番につきましては、V設計 W氏より説明を受けました。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、都市計画法第29条開発行為許可と同時許可の見込みとなっております。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、農業用排水施設はなく土盛を行い、施設内はアスファルト舗装とします。外周法面はできるだけ小さくし、植生シートを設置することにより土砂の流出を防止します。雨水は新設側溝に集水し、既設道路側溝に放流。汚水・雑排水は公共下水道に接続するため問題はありません。隣接する……の田の所有者であるX氏とは、排水路及び排水について、また店舗建築による日照の影響については協議済みとの説明がありました。工事完了後は境界杭を復元し、周囲とのトラブルを防ぎ、周囲に被害が出た場合は早急に解決に努めるとのことです。法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況として、開発許可申請については加美町へ申請中で、宮城県には加美町許可後申請。道路法第24条申請については、県と町には協議済みで工事着工前に承認申請するというものです。以上総合判断としまして、許可相当と判断いたしました。

申請番号3番については、S工務店のY氏より説明を受けました。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、表土の鋤取りと土盛を行い、隣接する……の宅地は1m程の土盛を行うため、西側と南側に鉄筋コンクリートの土留めで土砂の流出を防ぎます。汚水・雑排水は公共下水道に接続し、雨水は道路側溝へ排水するため問題はないとのことでした。以上により総合判断として、許可相当と判断いたしました。

申請番号4番につきましては、同じくS工務店のY氏より説明を受けました。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、雨水排水のため、加美町へ公共物の排水許可等を申請します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、土盛りは行わず砕石敷きとします。雨水は新設側溝・雨水柵に集水し、町道側溝へ排水するため問題はなく、許可相当と判断いたしました。

続きまして申請番号5番について、行政書士のZ氏に説明を受けました。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、農業用の排水施設はなく、雨水は自然浸透とし、除草を年間3回以上行うため問題はないとのこと、許可相当と判断しました。

申請番号6番につきましては、5番と同じく行政書士のZ氏に説明を受けました。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、農業用の排水施設はなく、一時的に通行するための利用ということで支障はないとのことでした。一時転用である場合の妥当性については、隣接する道路が存在しますが幅員1.8mと狭く、工事車両の通行が不可能なため妥当と判断しました。以上により総合判断として、許可相当と判断いたしました。以上で報告を終わります。

*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、16番 畠山委員。

*16番（畠山智史委員） 申請番号1番と2番について、渡人のO氏とE氏のご家族でしょうか。名字の漢字が違うようですが、ご関係はどのようになっていますか。

*議長（三浦泉会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 戸籍上、登録している漢字は違いますが血縁であり、O氏はE氏のおばあ様にあたる方でございます。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第24号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第24号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第24号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和3年10月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積計画の審議は、使用貸借2件でございます。

申請番号 1

渡人 a 氏
受人 b 氏
申請地 字原町町頭の田 外 6 6 筆
面積 合計 6 9, 0 4 9 m²
権利移動の種別 使用貸借

申請番号 2

渡人 c 氏
受人 b 氏
申請地 宮崎字寒風沢六番の田 外 1 3 筆
面積 合計 1 7, 9 0 0 m²
権利移動の種別 使用貸借

以上 2 案件で、田 7 2 筆 畑 9 筆 面積 8 6, 9 4 9 m²。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上 2 件の集積計画について説明]

* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

— 「はい」 の声あり —

* 議長（三浦泉会長） はい、9 番 千葉委員。

* 9 番（千葉連悦委員） 申請番号 1 番の申請地の中に、現況が田で登記地目が山林という表記がございますが、こういった場合でも農地台帳には田ということで記載され、農地の扱いになるのですか。

* 議長（三浦泉会長） では事務局。

* 事務局（嶋津寿則事務局長） 登記地目上は山林で現況が田というケースは、多くはありませんが稀にございます。これは当時の農業委員会で、山林地目であるものの田として認定しており現在に至っているという状況ですが、あくまでも現況で判断することとなっております。また、地目が畑で現況が田というケースもございますが、こちらも開田のあった時代に、なんらかの形で農地台帳に登録されたものと考えております。

* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第24号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和3年度 加美町農業委員会 第7回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後2時18分 閉会〉

この議事録は、事務局長 嶋津寿則が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和3年10月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 猪 股 弘

署名委員 三 嶋 秀 二 郎